

厚生労働省発雇児第 1105001 号

労働政策審議会

会長 西川 俊作 殿

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第 8 条第 2 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定に基づき、別紙「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 15 年 11 月 5 日

厚生労働大臣 坂口 力

事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱

第一 労働基準法の一部を改正する法律等の施行に伴い、次のように、所要の規定の整備を行うこと。

一 労働条件の明示（指針第三の一の（一）関係）

事業主が、短時間労働者に係る労働契約の締結に際し、当該短時間労働者に対して、労働基準法の定めるところにより明示するものとされている事項のうち、退職に関する事項に解雇の事由を含むことを明らかにするものとする。

二 期間の定めのある労働契約（指針第三の一の（五）関係）

短時間労働者のうち期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）を締結するものについて、労働基準法に基づき定められた有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の定めるところにより、次に掲げる措置を講ずるものとするよう、事業主が講ずべき措置の内容を改めること。

1 契約締結時の明示事項等

イ 事業主は、有期労働契約の締結に際し、短時間労働者に対して、当該契約の期間の満了後における当該契約に係る更新の有無を明示するものとする。

ロ イの場合において、事業主が当該契約を更新する場合がある旨明示したときは、事業主は

、短時間労働者に対して、当該契約を更新する場合又はしない場合の判断の基準を明示するものとする。

ハ 事業主は、有期労働契約の締結後にイ又はロに規定する事項に関して変更する場合には、当該契約を締結した短時間労働者に対して、速やかにその内容を明示するものとする。

2 雇止めの予告

事業主は、有期労働契約（雇入れの日から起算して一年を超えて継続勤務している短時間労働者に係るものに限る、あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。3のロにおいて同じ。）を更新しないこととする場合には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の三十日前までに、その予告をするものとする。

3 雇止めの理由の明示

イ 2の場合において、事業主は、短時間労働者が更新しないこととする理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付するものとする。

ロ 有期労働契約が更新されなかった場合において、事業主は、短時間労働者が更新しなかった理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付するものとする。

4 契約期間についての配慮

事業主は、有期労働契約（当該契約を一回以上更新し、かつ、雇入れの日から起算して一年

を超えて継続勤務している短時間労働者に係るものに限る。)を更新しようとする場合においては、当該契約の実態及び当該短時間労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするように努めるものとする。

三 退職時等の証明(指針第三の一の七関係)

短時間労働者が、解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合においては、労働基準法の定めるところにより、遅滞なくこれを交付するものとするを、事業主が講ずべき措置の内容に追加すること。

第二 この告示は、平成十六年一月一日から適用するものとする。